

広島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十条第一項の規定による協議が、次のとおり成立した。

その関係図書は、広島県土木建築局道路河川管理課、広島県東部建設事務所及び福山市建設局公園緑地課において、令和五年三月六日までの間、縦覧に供する。

令和五年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 道路の種類及び路線名  
県道福山尾道線
- 二 兼用工作物の位置  
福山市高西町一丁目八十六番九の一部  
福山市高西町一丁目八十八番七の一部
- 三 他の工作物の名称  
都市公園真田公園
- 四 他の工作物の管理者の氏名  
公園管理者 福山市長 枝廣 直幹
- 五 他の工作物の管理者が行う道路管理の内容（協定の主な内容）
  - 1 兼用区域
  - 2 管理責任
  - 3 維持修繕
  - 4 工事の相互協議
  - 5 通行の禁止又は制限
  - 6 費用負担
  - 7 災害復旧
  - 8 出願行為の取扱い
  - 9 占用料等の徴収
  - 10 協定の変更等
- 六 管理の期間  
供用開始の日から当該路線を廃止する日又は公園を廃止する日まで